

定額減税を補足する不足額給付

問 定額減税補足給付金（不足額給付）専用コールセンター ☎95-5131（10月31日（金）まで）

昨年度に行った定額減税補足給付金（当初調整給付）に不足が生じた人に不足額給付を実施します。2025年1月1日に市内に在住している人が対象です。対象者には8月中旬から郵送で知らせる予定です。

※対象者は6月2日時点の令和7年度住民税課税情報を基に抽出を行います。

【不足額給付Ⅰ】

対 当初調整給付の算定に際し、2023年所得等を基にした推計額（2024年分推計所得額）を用いて算定したことなどにより、2024年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた人 ※定額減税し切れると見込まれる人は対象となりません。

例) 2024年分の所得が2023年分の所得より減少した人、子どもの出生などにより扶養親族などが2024年中に増加した人など

支給額 不足額給付時における調整給付所要額－当初調整給付時における調整給付所要額

【不足額給付Ⅱ】

対 本人は定額減税が対象外であるが、次の全てを満たす人

- ・ 所得税・個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- ・ 税制度上の扶養親族の対象外
（青色事業専従者や事業専従者（白色）、合計所得48万円超）
- ・ 低所得世帯向け給付の対象世帯員に該当していないこと

支給額 4万円

申 10月31日（金）（必着）までに郵送

他 自分が対象者と思われる人で9月以降通知が未着の場合は9月30日（火）までに問い合わせてください。



国民健康保険税の適正な納付のお願い

問 国保年金課国保年金係 ☎95-9891

国保税は皆さんの医療費に充てる大切な財源で、納めない人がいると国保の運営ができなくなってしまいます。国保税の納期内の納付をお願いします。

▼便利な口座振替を利用してください

国保税は原則口座振替による納付をお願いしています。振替口座の登録を希望する人は、口座番号の分かるものと届出印（銀行印）を持参し、市内金融機関又は国保年金課窓口に来てください。

※口座振替の新規申込みは、申込日の2か月後より引き落としが始まります。

▼納付書払いの世帯は支払いに注意してください

口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。納付書は、1年分を納税通知書に同封して発送しています。なお、年度内に国保税の変更があった場合は、税額を変更した納税通知書と納付書を送付しますので、変更後の納付書で支払ってください。

▼国保税を納めないとうなるの？

納期限を過ぎても保険税を滞納していると、督促状が送付され、延滞金も発生します。さらに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

▼多重債務の無料相談を受けられます

消費者金融への返済が原因で納税できない、生活が成り立たないなど、借金に関する困りごとはありませんか。消費者金融などから借り入れ経験がある人、現在借り入れ中の人は、過去に遡って過払い金が発生している可能性があります。借金を整理し、生活再建を目指す人を対象に弁護士が無料で債務整理、相談に応じます。希望者は電話で申し込んでください。